

講演会

職場に潜む化学物質の危険性

～飲食・清掃業を含むすべての業種が対象です～

※ご確認ください※ 裏面に災害事例があります。

「うちの会社は化学物質使ってないから関係あらへん！」

タイトルを見て、そう感じた事業者や労働者の方がいるのではないのでしょうか。しかし、化学物質は、私たちの職場に溶け込んでいることから、気付かないうちに使用し、また、気付かないうちに健康が蝕まれている可能性があります。このような性質を持つ化学物質について、令和6年4月より改正法令が施行され、**第三次産業を含む全ての事業場**に対して化学物質の管理が義務付けられたことを背景に、今回の講演会を開催します。これを機に、冒頭の考えが、「うちの会社も化学物質を使っているかも。確認しよか！」と、化学変化したら幸いです。

講演

化学物質管理の転換点

～事業場が今すべきこと～

(独) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター 化学物質情報管理部 特任研究員 (元 化学物質情報管理研究センター長代理)

講師

伊藤 昭好 氏

開催日時

2月10日(月) 午後2時～午後4時30分

会場

受付サイト

神戸クリスタルホール

(神戸市中央区東川崎町1-1-3 3階)

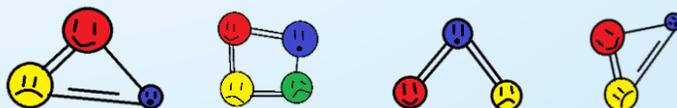


- ・無料
- ・先着200名
- ・1/1～2/5

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/Mzc0NA=/c31f6ca155ea4b5cb56f23817ac4d4b3>

主催 兵庫労働局 / (一社) 兵庫労働基準連合会

後援 兵庫県



第1回 化学物質管理強調月間 (R7.2.1～2.28)

【正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう】

災害事例

一酸化炭素中毒



◆発生原因：飲食店の厨房で仕込み作業中、一酸化炭素中毒。原因は、①換気不十分、②木炭の不完全燃焼、③安全教育の不十分。

◆対策：厨房の換気設備の能力と設置状況を確認し、確実に稼働すること。また、火気を使用する場所に警報装置を設置し、聴覚的に災害を感知できるようにすること。安全教育を実施し、同種災害を防ぐこと。

塩素ガス中毒



◆発生原因：大浴場の機械室にて、塩素系薬剤の補充作業中、誤って次亜塩素酸ソーダを含有する薬剤を補充し、塩素ガス中毒。原因は、①成分名等の表示がなされていない容器に薬剤を保管していたこと、②安全衛生管理体制が確立されていなかったこと等。

◆対策：取り違えがないよう、収納場所を別にし、目立つ場所に名称等のラベルを貼ること。また、交代勤務がある職場では特に注意して情報共有を行い、作業手順書を基に作業を行うこと。

有機溶剤中毒



災害発生状況図

◆発生原因：レジカウンター上の粘着テープ跡を洗浄液にて拭き落とし作業中、有機溶剤中毒。原因は、①有機溶剤を使用することへの認識不足、②吸引防止措置が講じられていなかったこと。

◆対策：洗浄液を選ぶ際には、安全データシート（SDS）等により成分を確認し、必要に応じて有害性及び適正な取扱方法について、事前に安全教育を実施すること。

フッ化水素中毒



◆発生原因：清掃業者によるトイレの清掃作業中に、危険有害性の高い洗浄剤を使用したことによるフッ化水素中毒。原因は、①換気不十分、②適正な呼吸用保護具の未使用、③作業主任者の未選任による作業方法等の管理不足。

◆対策：洗浄剤を使用する際は、作業場の広さ、薬品の性質等を把握し、換気対策を十分に講じること。また、法令に基づく呼吸用保護具の選定・使用、更に作業主任者の選任により作業方法等を管理すること。